

土浦市文化財保存活用地域計画〔概要版〕

土浦市文化財保存活用地域計画とは

- ◆土浦市文化財保存活用地域計画(以下、本計画)は、平成30年の文化財保護法の改正による新たな制度化を受けて策定するものです。
- ◆本計画は、貴重な歴史文化遺産を後世に伝えるとともに、土浦の歴史文化を活かしたまちづくりに貢献することによって、土浦市の魅力を高めていくことを目的としています。

計画期間

- ◆令和5年度から14年度(2023~2032)までの10年間
※計画期間中に、計画期間の見直しなどが必要な場合は、変更を行います。

土浦市の概要

【面積】122.89 km²(うち霞ヶ浦 9.28 km²を含む)

【人口】142,074人(令和2年※国勢調査より)

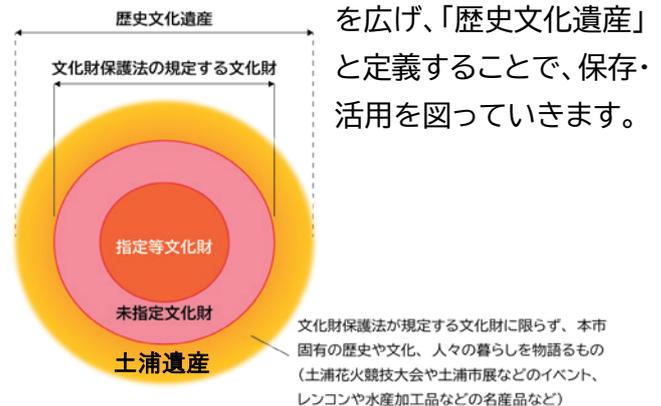
- ◆本市は霞ヶ浦と筑波山麓の接点にあり、平坦な台地と低地、霞ヶ浦が大半を占めています。特にこの地域の生活には霞ヶ浦が大きく関わってきました。
- ◆古くから内陸水路や陸路の要衝であり、江戸・東京の近郊圏として栄えてきました。
- ◆人口の減少は比較的緩やかですが、他の市町村と同様に、高齢化が進んでいます。



霞ヶ浦の帆引網漁
※霞ヶ浦と奥に筑波山が見える

本計画における「歴史文化遺産」について

本計画では、土浦の人々の長い営みの中で生み出され、醸成されて今日まで守り伝えられてきた「指定等文化財」・「未指定文化財」を中心に、本市固有の文化的所産である「土浦遺産」にも対象



土浦市の文化財について

- ◆本市には、長い歴史のなかで生み出されたさまざまな歴史文化遺産があります。
- ◆市内では、今までに国・県の調査や、土浦市史編さんや市立博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場(考古資料館)の調査研究活動などにより、多くの歴史文化遺産が把握されています。

指定文化財	国	12
	茨城県	46
	土浦市	223
国の記録選択		2
国の登録文化財		18
国認定重要美術品		7
未指定文化財		9,834

(令和5年3月末現在)



短刀 銘 筑州住行弘(国宝)



旧茨城県立土浦中学校本館
(重要文化財(建造物))



上高津貝塚(国史跡)



絹本着色復庵和尚像
(重要文化財(絵画))

土浦の「歴史文化」の特徴

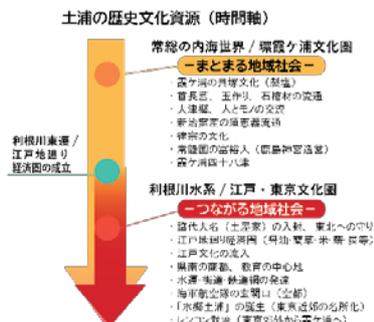
- ◆土浦市には固有の風土のもと、先人たちにより生み育まれた、多様な歴史文化遺産があります。
- ◆自然・地理的環境、歴史的背景、社会状況などを踏まえて本市の多様な歴史文化遺産を俯瞰することにより、土浦市の地域的特色ともいえる歴史文化を12にまとめました。これにより、総合的・一体的な歴史文化遺産の保存・活用につなげていきます。

■土浦の12の「歴史文化」の特徴

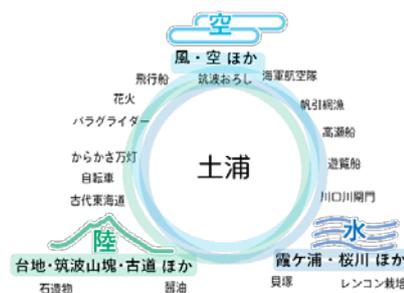
- 1 筑波山東南麓と水辺をのぞむ台地、その営み
- 2 豊かな表情をもつ川と湖、その恵み
- 3 霞ヶ浦をめぐる内海世界の形成と展開
- 4 神仏への祈りと造形、形作られる基層文化
- 5 交差する水と陸の道、拠点をおさえた武士
- 6 土浦城の成立、大名土屋家と多彩な藩士たち
- 7 江戸と繋がる城下町、江戸を支える産業
- 8 郷土から日本・世界、宇宙へのまなざし
- 9 人を育てる、近代教育の中心地へ
- 10 マチの近代化とにぎわい
- 11 海軍航空隊の玄関口と花火競技大会
- 12 歴史・芸術・文化の薫る街、現代の土浦

■土浦の「歴史文化」の特徴

【時間軸】ふたつの歴史的な世界が共存しているまち、土浦



【空間軸】3つの空間とその重なりの中で把握される土浦の歴史文化



歴史文化遺産の保存と活用に関する将来像と方向性

将来像
霞ヶ浦と筑波山、城下町と村々が織りなす歴史と文化を学び、
未来につなぐ土浦

方向性1

土浦の優れた歴史文化遺産を見出し、保存を図る
(歴史文化遺産の調査・研究、及び保存)

方針①遺産の把握・収集を推進する
方針②遺産の適切な保存を推進する

方向性2

優れた歴史文化遺産を活用して、
土浦市の魅力向上を図る
歴史文化遺産の整備・活用

方針③市史の情報発信を推進する
方針④地域の魅力向上を推進する
方針⑤まちづくりへの貢献を推進する

方向性3

歴史文化遺産の保存・活用の仕組みをつくり、
様々な連携を図る
(人材育成や連携・体制整備)

方針⑥人材の育成を推進する
方針⑦ネットワークの構築・拡張を推進する
方針⑧文化財管理基盤の強化を推進する

- ◆上位計画である第9次土浦市総合計画のリーディングプロジェクト2「未来につなげる『地域の宝』を生かしたまちづくり」の中に「歴史・文化の継承」を位置づけており、文化財（歴史文化遺産）の保存と活用から支援するため、上記の通り、将来像を掲げました。
- ◆霞ヶ浦や筑波山麓、台地と低地に生まれ、伝えられてきた様々な土浦の歴史文化遺産について、周知を広げ、保存を図り、活用を推進し、その成果によって土浦の歴史文化を活かしたまちづくりに寄与することを目指していきます。

重点事業

- ◆3つの方向性に基づき、歴史文化遺産の保存と活用に関する8つの方針を定め、77の事業を実施していきます。また、これら事業を効果的に進めていくために、計画期間の中で重要度の高い事業を重点事業・中核事業として位置づけました。重点事業については以下の通りです。

方向性1 土浦の優れた歴史文化遺産を見出し、保存を図る

方針① 土浦遺産の把握（調査）・収集

【方針に基づく措置】学術調査の実施

【事業名】**特定テーマ・地域による総合調査(No.4)**

【実施時期】中期・後期

【概要】霞ヶ浦・山ノ荘など土浦をめぐるテーマを設定し、歴史・考古・民俗学の各視点から調査研究を行い、学際的な成果を発信する。

【財源】市費

【推進体制】博物館、上高津貝塚、所有者・管理者・伝承者、専門家



霞ヶ浦の帆引網漁

方向性2 優れた歴史文化遺産を活用して、土浦市の魅力向上を図る

方針④ 地域の魅力向上を推進する

【方針に基づく措置】博物館施設の整備

【事業名】**上高津貝塚ふるさと歴史の広場常設展示の更新(No.24)**

【実施時期】前期・中期

【概要】開館後30年を経た設備の更新と、近年の各種調査成果に基づいた展示内容の刷新を行う。

【財源】市費(国庫補助)

【推進体制】上高津貝塚、専門家



屋内展示
(上高津貝塚の解説)

【方針に基づく措置】史跡・建造物等の活用に向けた整備

【事業名】**土浦城跡の整備(No.29)**

【実施時期】前期・中期・後期

【概要】土浦城址整備基本計画にて未実施の事業について事業化を図る。また、計画の見直し(保存活用計画策定)を行う。VR・AR等の新たな整備手法も検討する。

【財源】市費(国庫補助、県補助)

【推進体制】文化振興課、博物館、上高津貝塚、専門家、その他(広報広聴課・商工観光課・都市整備課)



土浦城櫓門

【方針に基づく措置】史跡・建造物等の活用に向けた整備

【事業名】**歴史的建造物の整備・活用(No.30)**

【実施時期】前期・中期・後期

【概要】一色家住宅主屋、郁文館の正門、矢口家住宅等、未活用の指定文化財を中心に歴史的建造物の整備・活用を図り、また魅力をPRし、所有者や地域の理解を深める。

【財源】市費(国庫補助)

【推進体制】文化振興課、所有者・管理者・伝承者、専門家、企業・団体、市民・地域、その他(商工観光課・都市計画課・観光協会)



一色家住宅主屋

【方針に基づく措置】歴史文化遺産の魅力磨き上げ

【事業名】**近代の歴史文化遺産(教育・空都関係)の再発見(No.38)**

【実施時期】後期

【概要】土浦の近代化を支えた文化遺産のうち、教育分野と空都(海軍航空隊)関係資料の調査研究を重点的に進め、郷土教育や博物館活動等でその成果を還元する。

【財源】市費

【推進体制】博物館、学校・教育機関、所有者・管理者・伝承者、専門家、市民・地域



旧茨城県立土浦中学校本館

方向性3 歴史文化遺産の保存・活用のしくみをつくり、様々な連携を推進する

方針⑥ 人材の育成

【方針に基づく措置】歴史文化遺産を担う将来の人材の育成

【事業名】**郷土教育の充実(No.52)**

【実施時期】前期・中期・後期

【概要】子ども郷土研究、出前授業の実施を継続する。加えて学校・教育機関との連携を強化し、郷土教育をより充実させ、地域の文化財を支える人材を育成する。

【財源】市費

【推進体制】文化振興課、博物館、上高津貝塚、学校・教育機関、その他(指導課・ジオパーク推進協議会)



市内小学生の校外学習

関連文化財群と文化財保存活用区域について

◆関連文化財群

土浦の12の「歴史文化」について5つの関連文化財群を設定することで、歴史文化遺産の一体的な保存と活用を推進します。

II 霞ヶ浦と筑波山に育まれた信仰と祭り

<特徴>筑波山と霞ヶ浦の結節点、東西南北の水と陸の道が交わる要の地が土浦です。霞ヶ浦の東には鹿島・香取神宮、西には筑波山を押し、心たつの信仰の聖地のはざままで「内海社会」ともよばれる独自の世界が展開しました。内海を介して様々な文物や情報もたらされました。

構成歴史文化遺産の一例 東城寺経塚群・律宗の境界石や石造物・日枝神社流鏝馬祭など

重点事業 特定テーマ・地域による総合調査(No. 4)、上高津貝塚ふるさと歴史の広場常設展示の更新(No. 24)

IV 郷土から天文まで、教育先進地のまなざし

<特徴>藩士や町人たちには、郷土や地理、天文に深い関心を示した文化人がいました。人々は教育にも熱心で、近代的な教育をリードしてきました。藩校・寺子屋・明治期の幼児教材・洋風建築の校舎など、貴重な近世・近代の教育遺産が数多く残されています。

構成歴史文化遺産の一例 旧茨城県立土浦中学校本館・郁文館の正門・土浦幼稚園関係資料など

重点事業 近代の歴史文化遺産(教育関係)の再発見(No. 38)

◆文化財保存活用区域

特定のエリアに集中している多種多様な文化財群について、周辺環境を踏まえた4つの「文化財保存活用区域」を設定し、地域として総合的な保存と活用を推進します。本市ではサイクリングを活用した地域づくりを進めていることから、文化財保存活用区域もサイクリングに関連付けてエリアを設定しました。

山ノ荘文化財保存活用区域

本市北西部の筑波山麓及び天の川流域にあり、自然豊かなエリアです。古代から中世にかけての文化財が多く、特に東城寺に関する遺跡や有形文化財や民俗文化財などがあります。

本区域で取り組む事業：【中核】優れた文化的景観の発掘とPR(山ノ荘の農村風景)(No. 43)ほか

桜川文化財保存活用区域

区域は東の下高津から、西は田宮までの桜川兩岸で、国指定史跡「上高津貝塚」をはじめ、国指定重要文化財「茨城県武者塚古墳出土品」が出土した武者塚古墳や般若寺など、先史～中世の文化財が多く存在します。また、「からかさ万灯」や「田宮ばやし」などの無形民俗文化財があります。

本区域で取り組む事業：つくば霞ヶ浦りんりんロード沿線を結ぶ広域連携(No. 69)ほか

文化財保存活用区域全体(共通)

本区域で取り組む事業：【中核】サイクルツーリズムへの文化財の活用(No. 40)



土浦城文化財保存活用区域

土浦城跡を中心に、北東は八坂神社、南西は愛宕神社までで、城下町だけでなく、広く土浦城に関連する部分を含むエリアで、近世の土浦藩から現在にいたるまで、土浦の中心地であり、近世以降の文化財が豊富なのが特徴です。

本区域で取り組む事業：【重点】土浦城跡の整備(No. 29)、【重点】歴史的建造物の整備・活用(No. 30)、【中核】文化財愛護・普及啓発に関わる市民団体との連携・支援(No. 59)ほか

霞ヶ浦湖畔文化財保存活用区域

土浦入りの湖岸低地と、霞ヶ浦に面した台地縁辺部、そして霞ヶ浦自体です。帆船船、ハス田の景観といった関連文化財群Iに係る文化財が多数存在します。

本区域で取り組む事業：【中核】優れた文化的景観の発掘とPR(霞ヶ浦の帆引網漁、ハス田)(No. 43)、つくば霞ヶ浦りんりんロード沿線を結ぶ広域連携(No. 69)ほか

歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

◆本市では、文化財保存・活用の諸事業を教育委員会文化振興課及び土浦市立博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場が担当し、都市計画や商工観光部門などと連携して計画を進めています。また、関係団体や文化財所有者などとも連携を図りながら、地域総がかりで計画を推進していくことを目指します。